未来を担う子どもたちのために

次世代育成支援行動計画がスタート

市では、今年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

この計画は、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援し、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりに取り組むことを目標としています。

社会全体で少子化対策に取り組む

少子高齢化の進展は、今後、労働力の減少や地域社会の人口減などにより国の社会経済に重大な影響を与えます。平成15年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は1・29と過去最低を更新しており、深刻な状況となっています。

こうした流れを変えるため、国は、「次世代育成支援対策推進法」を策定し、仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援、子どもの社会性の向上や自立の促進などを重点的に推進することとしました。また、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」を策定し、年末には、これまでの新エンゼルプランを引き継ぐ子ども子育て応援プランも策定しています。

次世代育成支援対策推進法は、全国のすべての市町村・都道府県に、次世代育成支援地域行動計画を策定することを義務づけました。また、一定規模以上の事業主に対しても、育児休業の取得率向上をはじめとする働き方の見直しなどに関する事業主行動計画の策定を義務づけました。こうして、4月から、自治体と一定規模以上の事業体において、次世代育成支援行動計画が始まることになったのです。

枕崎市においても、この計画を策定するに当たって、子育ての状況と保育サービスのニーズを把握するため、就学前の児童や小学生の保護者に対してアンケートを実施したり、市民が参加した協議会を設置し、その提言を聴きながら策定しました。

計画の主な内容は次のとおりです。

3つの基本理念を掲げ各種事業を実施

■計画の期間

平成17年度から平成26年度までの10年間。5年後の平成21年度に見直しを行う。

■基本理念

①未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できるような環境づくり

②子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり

③子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくり

■施策展開の体系

①地域における子育て支援

【主な取組み】

・地域子育て支援センター事業（※保育所などにおいて、地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安についての相談指導などを実施する事業）

・ファミリー・サポート・センター事業（※育児の援助を依頼する依頼会員、育児の援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員相互による育児の相互援助活動を実施する事業）

・休日保育事業

・学校の余裕教室を学童保育へ利用促進

②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【主な取組み】

・母子健康手帳交付時にマタニティーブルーズ・産後うつ病に関する知識、情報の提供

・かかりつけ医の推進

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

④子育てを支援する生活環境の整備

⑤職業生活と家庭生活との両立の推進

⑥子どもの安全の確保

⑦児童虐待対策の充実

【主な取組み】

・児童虐待や子育て相談の助言・指導・支援を行う児童福祉司の設置

・関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるための虐待防止ネットワークの設置

⑧ひとり親家庭の自立支援の促進

【主な取組み】

・母子家庭高等技能訓練促進費事業(※育成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得の見込まれる方に修業期間の最後の3分の1に月額103，000円を支給)

⑨障害のある子どもへの支援

⑩配偶者等からの暴力に対する対策の充実

⑪子育てにかかる費用への支援

子育て支援センター「キッズ」（立神保育園内）がオープン

子育て中のおとうさん・おかあさんや子どもたちはもちろん、おじいちゃん・おばあちゃんも気軽に利用できます。

センターでは、育児相談のほか、親子での遊びや交流などを通していろいろなお手伝いを行います。また様々な行事が毎月行なわれます。

◎問合せ　立神保育園
TEL72-0315

税制改正等により
次のように個人住民税が変わります

14

個人住民税均等割の見直し

生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止

個人住民税の均等割4,000円（市民税3,000円・県民税1,000円）を納める夫と生計を一にし、同じ市町村に住所を有する妻の方については、これまで均等割は非課税でしたが、平成17年度課税分から、扶養者なしで所得が280,001円以上（たとえばパート収入で年額930,001円以上）ある**生計同一の妻の方にも均等割が課税されることになりました。**

なお、個人住民税均等割については、平成17年度から**県税「森林環境税」**が導入されることから、個人住民税の均等割は4,500円（市民税3,000円・県民税1,000円＋森林環境税500円）となりますが、生計同一の妻の場合、平成17年度課税分は特例措置により市・県民税分(4,000円)は半額の2,000円となり、それと森林環境税 500円を合わせた2,500円となります。平成18年度課税分からは全額の4,500円となります。

※　個人住民税均等割（県民税1,000円）に加算される「森林環境税500円（県民税）」

これは、県土の保全や水源かん養など、県民共通の財産である森林環境の保全を図る目的で、平成17年度課税分から導入される県民税です。

【例：生計同一の妻への課税】

	個人市民税均等割分	個人県民税均等割分	超過課税分森林環境税	納付額合計
17年度	1，500	500	500	2，500
18年度	3，000	1，000	500	4，500

身体障害者等に対する軽自動車税の減免のお知らせ

身体や精神に障害があって、歩行の困難な方が所有する軽自動車（障害を有する方が18歳未満の身体障害者の場合又は精神障害者の場合は、それらの方々と生計を同じくする方が所有する場合を含みます。）については、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のうえ、5月24日（火）までに市役所税務課で減免申請の手続をしてください。

なお、障害の等級や状態、また、運転する方などの条件によって、該当しない場合もありますので、詳しくは、税務課課税係へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】・運転免許証・車検証・軽自動車税の納税通知書・印鑑・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者の通院医療費の公費負担に係る患者票・精神障害者の状態に関する証明書（交付の日から1年以内のもの）

問合せ　税務課課税係　TEL72-1111　内線154